

みんなの国民年金

平成19年度国民年金特集号



年金は世代と世代の支え合い

草加市の国民年金

●年金加入状況(平成19年9月末日現在)		●年金受給状況(平成18年度老齢、遺族、障害、福祉等の各年金)	
国民年金	第1号被保険者数(任意加入者含む).....39,797人	受給者数.....	35,753人
	第3号被保険者数.....20,854人	年金額.....	222億3,660万円
人口: 239,777人		世帯数: 101,446世帯(平成19年10月1日現在)	

国民年金の手続きはお済みですか？

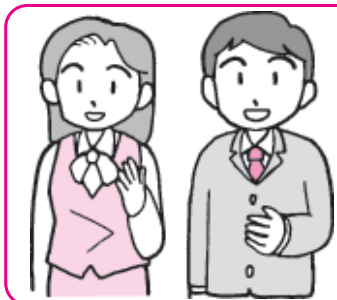
国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての方が必ず加入する制度です。
加入の種類は3つあり、就職や結婚などにより加入の仕方が変わることがありますが、
その都度きちんと届出をしないと、将来の年金が減ったり、受けられなくなる場合もあります。
人生の節目には、年金の届出をお忘れなく!!

第1号被保険者



農業・自営業などの
方、学生、フリーター
の方、家事手伝いなど

第2号被保険者



厚生年金、共済組合
に加入している方

第3号被保険者



第2号被保険者に扶
養されている配偶者
(年収130万円未満)
の方

加入手続

保険年金課、各サービスセンターの窓口へ

保険料は

平成19年度 月額 14,100円
国(社会保険庁)から送付される納付案内
書により、全国の銀行・郵便局・農協・信
用組合・信用金庫・労働金庫・コンビニエ
ンスストア等で納めることができます。

納付が困難な場合には、免除制度があり
ますので、市の年金窓口でご相談ください。

加入手続

勤務先

保険料は

標準報酬月額×保険料率
(事業主と被保険者が折半で負担)
保険料は、給与から差し引かれ、加入して
いる年金制度から拠出金として国民年金制
度へ負担します。

加入手続

配偶者の勤務先

保険料は

配偶者(第2号被保険者)の加入している
年金制度から国民年金制度へ拠出している
ので、個人で納める必要はありません。
配偶者の扶養からはずれる事由(収入の増
加・離婚等)が発生した場合、第1号被保
険者となりますので必ずお届けが必要にな
ります。

希望すれば加入できる人
(任意加入)

60歳以上65歳未満の人 海外に在住している人(20歳以上65歳未満で日本国籍のある人)
昭和40年4月1日以前に生まれた人で年金を受けるために必要な期間が足りない場合、70歳になる
までの間必要な期間を満たすまで加入できます。

第1号被保険者の保険料は...

平成19年度の保険料額

定額保険料・月額14,100円

付加保険料・月額 400円

(定額保険料に上乗せして納めることで、老齢基礎年金を受け取る際、プラスされます。)

納め方.....毎月の保険料は翌月の末日までに納めます。なお、前納(前払い)を利用すると保険料が割引に
なります。

口座振替納付が
おすすめです

- ① 毎月の保険料を口座から「当月引き落とし」にするだけで月々50円が割引されます。
- ② 保険料を前納(前払い)したときの割引額が大きくなります。

1年分(12ヵ月分)で比較してみると
平成19年度保険料額(14,100円)×12ヵ月.....169,200円
現金払いで1年分の保険料を前納した場合.....166,200円(3,000円割引)
口座振替で1年分の保険料を前納した場合.....165,650円(3,550円割引)

いちばんおトク

● 年度途中からでも年度末
の3月分までを一括納付す
ると割引になりますので、
ご希望の方は社会保険事務
所までご連絡ください。

保険料を納めるのが困難な方には、免除制度があります。

● 法定免除

(届出をすることで免除になります)
障害年金や生活扶助を受けているとき。
厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

● 申請免除

(申請し承認を受けると保険料の全額又は一部が免除になります)
所得が少なく、保険料を納めることが困難なとき、
(全額免除) 保険料の全額(月: 14,100円)の免除を受ける制度です。
(一部免除) 保険料の一部(1/4(3,530円)、半額(7,050円)、3/4(10,580円))
を納めて、それぞれ、3/4、半額、1/4の免除を受ける
制度です。

● 若年者の納付猶予

(申請し承認を受けると保険料納付が猶予になります)
30歳未満の人で本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、
保険料を後払いにすることができる制度です。

● 学生の納付特例

(申請し承認を受けると保険料納付が猶予になります)
政令で定める学生本人の所得が一定額以下の場合に、
保険料を後払いにすることができる制度です。

■ 保険料免除(猶予)期間と年金額

納 付		1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	学生納付特例
老 齢 基 礎 年 金 額 の 計 算	全額	5/6	2/3	1/2	1/3	
	半額					
	1/4					
	0					

いずれの期間も受給資格期間に算入

申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例のポイント

免除(猶予)を受けた期間は、受給資格期間(25年以上必要)に算入さ
れますが、その期間の老齢基礎年金額は、上表のように減額して計算し
た金額になります。

これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める(追納)
ことができ、追納された期間は全額納付と同じ年金額となります。

保険料の追納額は、免除及び納付猶予を受けた年度から起算して、3
年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の
保険料額に加算額が上乗せされます。

国民年金基金

税制上の優遇や国からのバックアップを受け
ている公的な年金制度です。国民年金に上積
みしてさらに豊かな老後を保障します。

● ポイント

- 一般の個人年金に比べて掛金が割安です。
- 掛金は全額社会保険料控除され、税金が軽減
されます。
- 何口からでも加入でき、増減も自由。
- 加入できる方は
● 埼玉県在住で、国民年金の保険料を納めてい
る20歳以上60歳未満の方。

お問い合わせは 埼玉県国民年金基金

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-2 松栄浦和ビル2F



0120-65-4192
http://www.kokunenikikin.or.jp

国民年金の給付

注意！添付書類の用意は受給権が発生してから！！

戸籍謄本・抄本や住民票などは受給権発生日以降（例えば65歳で受給権が発生する人なら65歳になってから）の新しいものがが必要です。
以前から書類を用意しておいても、再度新しい書類を用意することになりかねませんのでご注意ください。

1

65歳になったときに

老齢基礎年金

年金を受けるためには

次のような受給資格期間が...

- 1 国民年金保険料を納めた期間
- 2 国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- 3 納付とみなされる第3号被保険者期間
- 4 厚生年金や共済組合の加入期間
- 5 任意加入できる人が加入しなかった期間（＝合算対象期間）

あわせて
25年
以上
必要です

合算対象期間とは...

昭和36年4月以降の次の期間などをいいます。（年金額計算の対象にはなりません）
（1）厚生年金保険・船員保険・共済組合加入者の配偶者で任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
（2）学生で任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
（3）海外に住んでいた期間
（4）厚生年金などから脱退手当金を受けた期間（昭和61年3月まで）

加入可能年数早見表

国民年金制度が発足した昭和36年4月当時、20歳以上の人には60歳になるまでに40年間加入することができないため、生年月日に応じて下表のとりの短縮措置がとられています。

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年（300月）
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年（312月）
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年（324月）
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年（336月）
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年（348月）
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年（360月）
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年（372月）
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年（384月）
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年（396月）
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年（408月）
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年（420月）
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年（432月）
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年（444月）
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年（456月）
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年（468月）
昭和16年4月2日以後	40年（480月）

加入可能年数(40年間)
納めたときの年金額

満額 792,100円

繰上げ請求・繰下げ請求

基礎年金は原則として65歳からですが、希望すれば60歳からでも減額した年金を受けることができます（ただし、障害基礎年金が受けられなくなるなどの給付制限があります）。また66歳から70歳の間、受け取る年齢を遅らせて、増額した年金を受けることもできます。

●なお、一度繰上げ請求すると、生涯減額した年金を受けることになります。

■昭和16年4月1日以前に生まれた人（増減率が年単位）

請求年齢	減額率	請求年齢	増額率
60歳	42%	66歳	12%
61歳	35%	67歳	26%
62歳	28%	68歳	43%
63歳	20%	69歳	64%
64歳	11%	70歳	88%

■昭和16年4月2日以降に生まれた人（増減率が月単位）

繰上げ減額率＝0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

繰下げ増額率＝0.7%×繰下げ月数

年金額を計算してみましょう

$$792,100円 \times \left[\begin{array}{l} \text{納付済期間} \\ \text{月} \end{array} + \begin{array}{l} \text{1/4免除期間} \\ \text{月} \end{array} \times \frac{5}{6} + \begin{array}{l} \text{半額免除期間} \\ \text{月} \end{array} \times \frac{2}{3} + \begin{array}{l} \text{3/4免除期間} \\ \text{月} \end{array} \times \frac{1}{2} + \begin{array}{l} \text{全額免除期間} \\ \text{月} \end{array} \times \frac{1}{3} \right] \times \frac{\text{加入可能年数}}{\text{年}} \times 12 = \text{円} \quad (\text{年額})$$

付加年金 国民年金第1号被保険者で月額400円の付加保険料を納めた方は、次の式で計算した付加年金が老齢基礎年金に加算されます。
200円×付加保険料納付月数

例 昭和22年4月10日生まれのTさん(30年納付)が60歳10ヵ月で請求すると・・・
繰上げ減額率＝0.5×50ヵ月＝25%→受給率75%

$$792,100円 \times \frac{30年 \times 12}{40年 \times 12} \times 75\% = 445,600円$$

(100円未満の端数処理、50円以上切り上げ)

2

一家の大黒柱が亡くなったとき

遺族基礎年金

受けられる遺族

亡くなった人に生計を維持されていた...

子と生計を同一にしている亡くなった人の妻
亡くなった人の子

子は18歳到達年度末までの間にある子が、20歳未満で1級、2級の障害のある子

年金額 792,100円 + 子の加算

受けられる要件

国民年金加入中の人が亡くなったとき。

国民年金に加入していた人で日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が亡くなったとき。
老齢基礎年金の受給権者または、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったとき。

保険料納付要件 (・・・の場合のみ必要)

死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている（免除・猶予期間も含む）こと。又は、死亡日が平成28年4月1日前にあるときは、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

3

万一の事故や病気で
障害が残ったときに

障害基礎年金

受けられる要件

国民年金加入中に初診日のある病気・けがで障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または、症状が固定した日）に1級または2級の障害の状態になったとき。

障害認定日に該当しなくても、65歳になるまでに症状が悪化し、1級または2級の障害の状態になったとき。（65歳前に請求する）

保険料納付要件

初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている（免除・猶予期間も含む）こと。又は、初診日が平成28年4月1日前にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

20歳前に障害のある人は、20歳から支給されます。

年金額

1級障害..... 990,100円
2級障害..... 792,100円 } + 子の加算

国民年金からの独自給付

第1号被保険者の方へ

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を25年以上納めた（免除を含む）夫が年金を受けることなく亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間受けることができます。ただし、10年以上の婚姻関係が必要です。年金額は夫が受けられるはずだった老齢基礎年金の4分の3です。

死亡一時金

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料の4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上の人、年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した人と生計を同じにしていた遺族が受けられます。

死亡一時金を受け
る権利は、2年を経過
すると時効によって消
滅します。

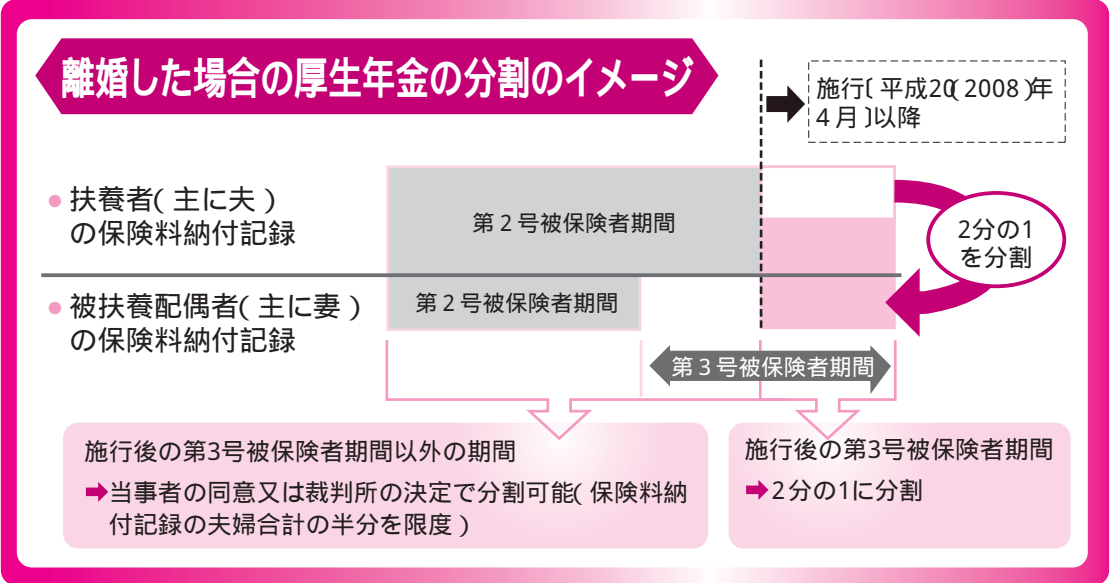
保険料納付済期間	死亡一時金の額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

社会保険事務所からのお知らせ

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月施行)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 第3号被保険者期間(施行後の期間)については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割することができる。
夫婦が離婚した場合
分割を適用することが必要な事情にあると認める場合として厚生労働省令で定める場合(配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など)

離婚した場合には、上記の分割の対照とならない期間(共働き期間等)についても、当事者の同意又は裁判所の決定があれば、厚生年金の分割を受けることができる。



国民年金保険料納付額証明書が送付されます

毎年暮れになると、その年の所得税の過不足を調整するための「年末調整」や翌年3月には「確定申告」を行います。国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象になります。

この「社会保険料控除」を受けるには保険料を納めたことを証明するものを添付しなければなりません。

そこで、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁より送付されます。
この証明書を「年末調整」や「確定申告」の際ご利用ください。

保険料を納めると税金の負担が軽くなるなんてオトクね!



どのような方にこの「証明書」が送られてくるのか?

11月に送られてくる方は
1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料の納付実績のある方です。

来年2月に送られてくる方は
10月2日から12月31日までの間に、初めて国民年金保険料の納付があった方です。

保険料を納めたときに交付される領収証書も、保険料支払いの証明書としてご利用いただけます。

なるほど

社会保険料控除は、本人だけでなく家族分の保険料を納めた場合も対象となります。また、当年度だけでなく過去の分をさかのぼって納めた場合も控除が受けられます。

このように、公的年金は、社会保険料控除が受けられることにより税負担が軽くなるようになっています。公的年金の保険料を納入することは、将来の確実な年金を約束されると同時に、税金の面でもメリットがあります。

年金受給者のみなさんへ ~こんなときにはこんな手続きを!

誕生月がきたとき

年金受給権者現況届

年1回誕生月に提出していましたが年金受給者の現況確認に必要な現況届については、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して現況確認ができた方は提出が不要になりました。しかし、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して現況確認が行えない方については、今後も現況届の提出が必要となります。

住所や年金の受取先を変えるとき

年金受給権者住所・支払機関変更届

届出用紙は社会保険事務所や市町村の国民年金窓口にあります。受取先を変えるときは届出用紙に金融機関の証明を受けることが必要です。届出は新住所地を管轄する社会保険事務所まで。

年金を受けている方が亡くなったとき

年金受給権者死亡届

この届に、亡くなった方の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、すみやかに提出してください。届出が遅れると、年金の過払いが生じ、遺族の方に後で返していただく場合があります。亡くなった方が受け取るはずであった年金が残っているときは、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で、未支給年金が支給されます(先順位者がある場合は受けられません)。上記の死亡届の添付書類に加えて、亡くなった方と請求者の身分を明らかにする戸籍謄本、生計を同じくしていたことを証明する住民票等を添付し提出してください。詳しくは社会保険事務所まで。

年金トクトク情報

経済変動にも負けない

物価の変動にあわせて年金額が改定される物価スライド制により、年金の価値が保障されています。

受け取る年金の3分の1は国庫から

基礎年金に必要な費用の3分の1は国、3分の2を加入者の保険料などで負担しています。

老後をずっと支える終身年金

生涯、一定の収入が保障されます。

国民年金のお問い合わせは
草加市保険年金課年金担当
〒340-8550 草加市高砂1-1-1 ☎048-922-0151(代表)内線3271~3

厚生年金・国民年金のお問い合わせは
越谷社会保険事務所
〒343-8585 越谷市南越谷1-2876-1 越谷コミュニティセンター5階
☎048-990-3905(国民年金課) ☎0570-05-1165(年金給付課)

どうぞご利用ください

■社会保険庁ホームページ
アドレス— <http://www.sia.go.jp>

いろいろなことが調べられます
・年金の基礎知識
・年金を受けている方の各種手続き ほか

年金額の簡易試算ができます
このサービスは、あなたの年金額を簡易に試算するものです。お気軽にお試しください。ただし、試算結果は将来の年金額を保障するものではありません。

お問い合わせは『おんきんダイヤル』へ!

○年金請求などの年金相談

☎0570-05-1165

○年金を受けている方の年金相談

☎0570-07-1165

受付時間はAM8:30~PM5:00
(土・日・祝日を除く)